

国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則

〔平成18年9月28日〕
規 則 第24号
改正 平成27年3月26日
規 則 第13号
平成27年6月26日
規 則 第34号

（目的）

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における公益通報について、適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本学におけるコンプライアンス（法令遵守）体制の強化に資することを目的とする。

（通報対象の範囲）

第2条 本学においては、法第2条第3項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報を受け付ける。ただし、本学の所掌に属する内容ではない通報、内容が著しく不分明である通報、内容が虚偽であることが明らかな通報及びこれらに類する通報については、この限りではない。

（通報者の範囲）

第3条 本学においては、本学に勤務する者（職種、勤務形態、雇用契約の有無に係わらず、本学において業務に従事する者。以下「職員等」という。）からの通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける。ただし、通報者が法に基づく通報ではないという意思を有している場合、不正の目的を有している場合及びこれらに類する場合については、この限りではない。

2 前項に規定する職員等以外の者（以下「外部者」という。）からの通報についても、法令遵守を図るために必要と認められる場合においては、この規則に定める手続に準じて、処理するものとする。

（委員会）

第4条 通報等の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、本学にコンプライアンス専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

（窓口）

第5条 職員等及び外部者からの通報等に応じる窓口を事務局総務課に設置する。

2 前項の窓口のほか、学外にも窓口を設置する。

(通報等の方法)

第6条 通報等の方法は、書面（郵送、FAX、電子メール等を含む）によるものとする。なお、面談、電話等による通報等を求めてきた場合は、書面で提出するよう依頼するものとする。

2 委員会は、通報等窓口及び通報等に関する方法その他必要な事項を文書及び本学HPなどにより職員等及び外部者に周知する。

(通報等の内容の検討)

第7条 第5条に定める窓口において、通報等を受けた場合には、速やかに学長、内部統制担当役員、監事及び委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合には、速やかに当該通報等について調査の要否を検討するものとする。

(調査)

第8条 通報等が行われた事項に関する事実関係の調査は、委員会又は委員会が必要と認めて設置した調査チームが行うものとする。

2 調査の実施に当たっては、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）が特定されないよう調査の方法に十分に配慮し、調査によって知り得た情報は、他に漏らすことのないよう秘密保持の徹底に努めなければならない。

(協力義務)

第9条 各部署及び役職員（国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号。以下「通則」という。）第7条に規定する役員及び通則第14条に規定する職員をいう。）は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際して委員会又は調査チームから協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第10条 第8条第1項に基づいて調査チームを設置した場合において、調査チームは、調査結果を直ちに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、第8条第1項に基づいて行った調査の結果により明らかになった事実関係に基づき、すみやかに是正措置及び再発防止措置等について決定し、学長、内部統制担当役員、監事に報告しなければならない。

3 学長は前項の報告を受けた時は、役員会の意見を聞き、必要な措置を講ずるものとする。

4 学長は、必要に応じて関係機関に対し、当該調査及び是正措置等に関する報告を行うものとする。

(処分)

第11条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学長は当該行為に関与した役職員に対し、通則、国立大学法人鹿屋体育大学職員就業規則（平成16年規則第20号）又は国立大

学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則（平成 16 年規則第 34 号）（以下「就業規則等」という。）に従い処分するものとする。

（利益相反関係の排除）

第 12 条 委員会は、被通報者（その者が不正を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。）を当該被通報者に係る通報等の事案処理に関与させてはならない。

（通報者等の保護）

第 13 条 役職員は、通報者等が通報等をしたことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 学長は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切に措置しなければならない。

3 学長は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った役職員には、就業規則等に従い処分を課することができる。

（個人情報の保護）

第 14 条 本学及び通報等処理に従事する役職員は、正当な理由なく、通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

（通知）

第 15 条 委員会は、第 7 条第 1 項による報告を受けた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受領したことを通知しなければならない。

2 委員会は、第 7 条第 2 項による当該通報等に関する調査の実施の有無を当該通報者等に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

3 委員会は、通報者等に対して、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮し、適正な方法で遅滞なく通知する。

4 通報者等が匿名により通報等を行った場合には、前 3 項の通知は行わないものとする。

（不正な通知等）

第 16 条 通報者等は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正な目的の通報等（以下「不正な通報等」という。）を行ってはならない。

2 学長は、不正な通報等を行った役職員には、就業規則等に従い処分を課することができる。

（通報等を受けた者の責務）

第 17 条 通報等を受けた役職員は、この規則に準じて誠実にかつ、秘密保持に留意して対応するように努めなければならない。

（事後対策・フォローアップ）

第18条 委員会は、通報等の処理が終了した後、法令違反等が再発していないか、又は是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認しなければならない。

2 委員会は前項の結果により、必要に応じて、通報等の処理の仕組みを改善し、新たな是正措置及び再発防止策を学長に具申することができる。

3 委員会は通報者等に対し、通報等をしたことを理由とする不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等の通報者等の保護に係る事後対策を行うものとする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月28日から施行する。

附 則 (平27. 3. 26規則第13号)

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則 (平27. 6. 26規則第34号)

この規則は、平成27年7月1日から施行する。